法務速報(第266号/2023年7月31日)

公益財団法人 日弁連法務研究財団

(本号の目次) -----

- 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
- 2. 令和 5 年(2023 年)6 月 15 日までに成立した、もしくは公布された法律
- 3.6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
- 4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
- 5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) ----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】8 年前 X が起こした事件の報道記事がツイッターで拡散され今も X の名前を検索すると記事が表示されるため、X がツイッター運営会社にツイッターの削除を求めたところ、逮捕事実を公表されない法的利益が閲覧に供し続ける履歴に優越するとして削除できるとした(令和 4 年 6 月 24 日最高裁)

参照条文等: 民法 2条、198条、199条

キーワード:公表されない法的利益 Twitter 履歴の削除

【2】婚姻費用分担審判において、夫と民法 772 条の推定を受けない嫡出子との間の父子関係の存否を審理判断することなく、上記父子関係に基づく夫の扶養義務を認めた原審の判断に違法があるとされた事例 (令和 5 年 5 月 17 日最高裁)

参照条文等: 民法 772条、人事訴訟法 2条 2項

キーワード: 婚姻費用分担審判 推定を受けない嫡出子 扶養義務

【3】最高裁決定に基づく差戻し後の抗告審で、裁判所が申立人から申立していない相手方への財産分与を命ずる審判をできるかが争点となった事案で、申立人に対して相手方への給付を命じることができるとして、申立てを却下した部分を取消し家庭裁判所に差戻した(令和4年1月28日広島高裁)

参照条文等: 民法 768 条

キーワード:財産分与の審判 最高裁決定に基づく差し戻し 抗告審

【4】被保険者が被保険自動車の修理中に他車を運転し交通事故を起こして保険請求したところ保険会社が当該他車は補償対象外となる「常時使用する自動車」に該当するとして支払を拒絶したために提訴したが、請求を棄却された事例(令和 4 年 10 月 13 日東京高裁)

参照条文等:保険法第2章

キーワード:自動車保険 常時使用する自動車 補償対象外

【5】妻 X は口論の勢いの赴くままに離婚届に署名押印しただけで夫 Y は X に離婚意思がないことに気づけるはずだったのに X の真意を確認しないまま離婚届を提出し、子らを連れ去り面会交流を妨げたのは不法として、損害賠償を求めた X の請求額の一部を認容した(令和 4 年 3 月 28 日東京地裁)

参照条文等: 民法 709 条

キーワード:離婚意思 真意を確認しない 損害賠償

【6】X は持帰り弁当事業を営む Y との間でフランチャイズ加盟契約等を締結し店舗を経営していたが Y から再契約(更新)を拒絶されたため、同拒絶は無効であるとして契約上の地位の確認及び逸失利益等の支払を求めたところ、X の請求が棄却された事例(令和 4 年 4 月 21 日札幌地裁)

参照条文等:民法1条2項、93条、95条

キーワード:フランチャイズ加盟契約 更新の拒絶 契約上の地位の確認

【7】全国でロードサービス等を提供する一般社団法人 X は、中古車販売や高級外車販売業などを営む Y

らが同ロードサービスは商用目的で利用できないにもかかわらず無償で数百回同サービスを利用したとして損害賠償等を求め、Yの不法行為が認められた事例(令和 4 年 5 月 25 日大阪地裁)

参照条文等: 民法 709条、715条1項、722条(平成 29年法 44号改正前)

キーワード: ロードサービス 商用目的での利用の禁止 損害賠償

【8】元プロテニス選手 X は、Y が出資話の被害者 A が X の事業に出資した経緯等を語る内容及び X の写真を掲載した雑誌を発行したため、名誉毀損及び肖像権等を侵害する等とし損害賠償の支払を求めたが、 Y に違法性はないとして X の請求を棄却された事例(令和 4 年 7 月 19 日東京地裁)

参照条文等:憲法 13条

キーワード:名誉棄損 肖像権侵害 損害賠償

【9】ロール網戸のコードが絡まり縊死した女児の親らXが網戸を製作したY2に製造物責任法3条に基づ く損害賠償、リフォーム業者Y1にクーリングオフによる契約解除を請負契約の代金の返還を求めた事案で、 代金の返還が認容された事例(令和4年11月17日大阪地裁)

参照条文等:製造物責任法 2 条 2 項、3 条、特定商取引に関する法律 4 条、5 条 1 項、9 条 1 項、26 条 6 項 1 号

キーワード: クーリングオフ 請負代金の返還 製造物責任法3条

(商事法)

【10】会社法 144 条 2 項に基づく譲渡制限株式の売買価格の決定の手続において裁判所が売買価格を 定める場合に、DCF 法によって算定された上記譲渡制限株式の評価額から非流動性ディスカウントを行う ことができるとされた事例(令和 5 年 5 月 24 日最高裁)

参照条文等:会社法 144条 2項

キーワード:譲渡制限株式 売買価格 DCF法 非流動性ディスカウント

(知的財産)

【11】原告はモノグラム図形、「GINZA」の文字、「CLEAR」の文字からなる本願商標について出願をしたが、 拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判の請求も不成立とされ、審決取消訴訟を提起したが、引用商標と類似 するとして、請求が棄却された事案(令和 5 年 5 月 18 日知財高裁)

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード:出所識別標識 商標類否 誤認混同

【12】控訴人の、被告の特許権侵害を理由とする損害賠償請求につき、既に判断が確定した過去の訴訟の蒸し返しにすぎず、紛争解決に対する合理的な期待を著しく損なうもので訴訟上の信義則に反するとして、控訴人の訴えを却下した事案(令和 5 年 5 月 18 日知財高裁)

参照条文等: 民法 709 条

キーワード:紛争の蒸し返し 合理的期待 信義則

【13】日本国外に存在するサーバと日本国内に存在するユーザ端末からなるシステムを新たに作り出す行為が特許法 2 条 3 項 1 号の「生産」に該当するとして、米国にある被告サーバから日本国内に存在するユーザ端末に被告ファイルを配信する行為の差止が認められた事案(令和 5 年 5 月 26 日知財高裁)

参照条文等:特許法2条3項1号

キーワード: 属地主義 生産 送受信 ユーザ端末

(公法)

【14】市が設置管理する公園の敷地内にサッカー専用スタジアム等からなる運動施設の設置が認められた

が、X らは同施設に将来課されるべき固定資産税を免除するとしたことは市税条例 71 条 1 項 4 号の要件 を満たさないとしてその差止を求め、X らの請求が認容された(令和 4 年 1 月 27 日宇都宮地裁)

参照条文等: 地方自治法 242 条の 2、地方税法 367 条、栃木市税条例 71 条、都市公園法 18 条、栃木市公園条例 22 条

キーワード:固定資産税 免除 担税力 公益性

(社会法)

【15】大手スーパーX が商品納入業者に従業員を派遣させ、オープンセール協賛金を提供させる等したことが優越的地位の濫用として公正取引委員会 Y が排除命令を出した。命令取消を求める審判請求が棄却され、X は審決取消を求める訴訟を提起したが請求は棄却された(令和 3 年 3 月 3 日東京高裁)

参照条文等: 独禁法 2 条 9 項 5 号イ・ロ、19 条、20 条 2 項、独占禁止法(平成 25 年法律第 100 号 による改正前のもの) 7 条 2 の 23 項、20 条の 7、独禁法(令和 1 年法律第 45 号による改正前のもの) 7 条 2 項ー号、20 条の 6

キーワード:優越的地位の濫用 スーパー 商品納入業者

【16】Y 社の社員 X が Y に対して退職の意思表示をしていないと主張し、労働契約上の地位の確認、月額 賃金及び賞与等の支払、慰謝料の支払、一定期間厚生年金加入手続きをしなかったことによる逸失利益の 支払等を求め、地位の確認等、請求の一部が認容された事例(令和 4 年 8 月 19 日東京高裁)

参照条文等: 民法 709 条、715 条、厚生年金法 27 条、民事訴訟法 248 条

キーワード: 退職の意思表示 暴行 使用者責任 相当な額の損害額

【17】被告がアマゾンサイト上の原告サイトに掲載された画像等が被告の著作権を侵害したとアマゾンに申告したことに対し、原告が損害賠償を求めた事案。本判決は当該画像等を著作物と認めず、被告による原告の営業上の信用を害する虚偽申告として原告請求を認容した(令和5年5月11日大阪地裁)

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、4 条

キーワード:権利侵害の申告 画像 著作物 不正競争行為

(その他・士業関係)

【18】X は現行犯逮捕され警察署にて当番弁護士の派遣を要請したにもかかわらず警察官が故意又は過失により弁護士会への通知を怠ったため弁護人選任権が侵害されたなどとして Y(大阪府)に国賠法に基づき慰謝料等の支払を求め、請求の一部が認容された事例(令和 4 年 12 月 23 日大阪地裁)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、刑事訴訟法 78 条 1 項、憲法 34 条

キーワード: 弁護人選任権 当番弁護士 派遣要請

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最二判令和 4 年 6 月 24 日 判例タイムズ 1507 号 49 頁

令和 2 年(受)第 1442 号 投稿記事削除請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/265/091265_hanrei.pdf

X は平成 24 年 4 月に旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入し逮捕され同年 5 月に罰金刑に処せられた。逮捕の事実は複数の報道機関のウェブサイトに掲載され、ツイッター上に複数ツイートされ、記事の一部が転載され、うち一つを除き記事のウェブページへのリンクが設定されていたが、同ウェブサイトでは既に記事は削除されている。ツイッターにて X の氏名を検索すると上記ツイートが表示されるため、X は、プライバシーがみだりに公表されない利益等が侵害されているとして、ツイッターを運営する Y に対し、人格権に基づき上記ツイートの削除を求めた。

本判決は、(1)逮捕から約 8 年が経過し罰金刑の言い渡しは効力を失い報道機関のウェブサイトでも既に削除されていること等からすれば上記ツイートは公共の利害との関わりの程度が小さくなっている、(2)上記ツイートは逮捕事実を速報する目的でされたものとうかがわれ長期間にわたって閲覧され続けることを想定していたとは認め難い、(3)Xの氏名を検索すると上記ツイートが表示されるので X と面識のある者に伝達される可能性が小さいとはいえない、(4)X は父の営む事業の手伝いをするなどして生活をしており公的立場にある者ではない、という事情の下では、逮捕事実を公表されない法的利益が閲覧に供し続ける履歴に優越するとし、削除を求めることができるとした。

参照条文等:民法 2条、198条、199条

【2】最二決令和5年5月17日 裁判所HP

令和 4 年(許)第 17 号 婚姻費用分担申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件 (破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/090/092090_hanrei.pdf 裁判要旨

婚姻費用分担審判において、夫と民法 772 条の推定を受けない嫡出子との間の父子関係の存否を審理判断することなく、上記父子関係に基づく夫の扶養義務を認めた原審の判断に違法があるとされた事例 (理由)

夫は、推定を受けない嫡出子との間の父子関係について、嫡出否認の訴えによることなく、その存否を争うことができる。そして、訴訟において、財産上の紛争に関する先決問題として、上記父子関係の存否を確定することを要する場合、裁判所がこれを審理判断することは妨げられない(最高裁昭和 50 年(オ)第167号同年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事116号115頁参照)。このことは、婚姻費用分担審判の手続において、夫婦が分担すべき婚姻費用に推定を受けない嫡出子の監護に要する費用が含まれるか否かを判断する前提として、推定を受けない嫡出子に対する夫の上記父子関係に基づく扶養義務の存否を確定することを要する場合であっても異なるものではなく、この場合に、裁判所が上記父子関係の存否を審理判断することは妨げられないと解される(最高裁昭和39年(ク)第114号同41年3月2日大法廷決定・民集20巻3号360頁参照)。

参照条文等:民法 772 条、人事訴訟法 2 条 2 項

【3】広島高決令和 4 年 1 月 28 日 判例時報 2550 号 37 頁

令和 3年(ラ)第 162号 財産分与申立却下審判に対する即時抗告事件(取消・差戻)

最高裁第一小法廷令和 3 年 10 月 28 日決定(民集 75・8・3583、判例時報 2520・14)に基づく差戻し後の抗告審で、裁判所が申立人から申立をしていない相手方への財産分与を命ずる審判をすることができるかが争点となった事案。

裁判所は、財産分与に関する処分の審判事件においては、分与を求める額及び方法を特定して申立てをすることを要するものではなく、単に抽象的に財産の分与の申立てをすれば足り、また裁判所は申立人の主張に拘束されることなく自らその正当と認めるところに従って分与の有無、その額及び方法を定めるべきものであるところ、当該審判事件の審理の対象が基本的に離婚の際の夫婦共有財産の清算であって、当事者の一方から他方に対する分与の是非並びに分与の額及び方法は、裁判所が当該清算の結果等一切の事情を考慮してこれを定めることとされていることからすると、裁判所において、財産分与に関する処分の審判の申立人が給付を受けるべき権利者となるように財産分与の内容を定めるか、そうでなければ当該審判の申立てを却下しなければならないものと解すべき理由はなく、相手方が給付を受けるべき権利者となるような財産分与を定めることも可能であると解されるとし、財産の分与に関する処分の審判の手続において、申立人が給付を受けるべき権利者であるとは認められず、かえってその相手方が給付を受けるべき権利者であると認められる場合において、少なくとも相手方が、当該審判手続において、自らが給付を受けるべき権利者であると認められる場合において、少なくとも相手方が、当該審判手続において、自らが給付を受けるべき権利者であり、申立人に対して給付を求める旨を主張しているときは、審判の申立てを却下するのではなく、申立人に対して相手方への給付を命じることができる、と判示して、申立てを却下した部分を取り消し、家庭裁判所に差し戻した。

参照条文等:民法 768 条

【4】東京高判令和 4 年 10 月 13 日 判例時報 2550 号 30 頁 令和 4 年(ネ)第 2555 号 保険金支払請求控訴事件(控訴棄却(確定))

自動車保険では、被保険者やその家族が被保険自動車以外の自動車(他車)を臨時に他人から借りて運転中に起こした事故について、当該他車を被保険自動車とみなして補償の対象とする他車運転危険補償特約が通常自動的に付帯されているところ、同特約においては補償の対象となる他車から「常時使用する自動車」が除外されているのが一般的である。このような特約の下で、被保険者が、被保険自動車の修理を依頼中、当該被保険自動車とは異なる自動車(他車)を運転中に交通事故を起こした場合において、保険金請求したところ、保険会社が常時使用する自動車に該当するとして支払を拒絶したために、提訴した事案。

控訴審裁判所は、「常時使用する自動車」が除外事由とされた趣旨について、被保険者がたまたま被保険自動車に変えて他の自動車を運転した場合に、その使用が被保険自動車の使用と同一視できるようなもので、事故発生の危険性が被保険自動車について想定された危険の範囲内にとどまるような場合について一定の合理的範囲に補償の対象を拡張する趣旨と解されるところ、被保険者が常時使用する自動車は上記の範囲を超えるため同特約の対象外とされていると解されると判示し、当該他車を、当該保険契約車両とは別の自動車を購入するまでの間という約束の下、特に確定的な返還期限を定めることなく借り受け、現に継続的かつ日常的に使用していたときは、当該他車は自動車保険の他車運転危険補償特約にいう「常時使用する自動車」に当たるとした原判決(甲府地判令和4年4月15日・判例時報2550号34頁掲載)の事実認定及び争点についての判断を概ね是認し、被保険自動車の修理を依頼してその期間の代車として借りたとは認められないとして、被保険者の控訴を棄却した。

参照条文等:保険法第2章

【5】東京地判令和4年3月28日 判例時報2552号39頁 令和2年(ワ)第20410号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴、取下げ) 本件は、妻 X が夫 Y に対し、X に離婚意思がないのに Y が離婚届を提出し、子らを連れ去り、X と子らとの面会交流を妨げたとして、不法行為に基づく損害賠償(慰謝料 800 万円・弁護士費用 150 万円)を求めた事案である。

本判決は、X が離婚届に署名押印したのは、当日の口論の勢いの赴くままにしたことであり、翌日の電話での会話の中でも、X が Y に対し早く帰ってくるようにという離婚意思とは矛盾する言葉を発していたこと等から、Y も X に離婚の意思がないことに気づく契機は与えられていたというべきであり、X の真意を確認することなく離婚の届出をしたのであるから、Y には無効な離婚の届出をしたことについて過失があり、妻としての地位を不安定な状態に置くことによって侵害し、当該離婚が無効であることになれば、Y が子らを連れ去ったことも法的根拠を失うことになるとして、Y は過失により、X の子らに対する親権をも侵害したと判断し、293万8000円(慰謝料200万円及び X が面会交流調停や離婚無効確認訴訟のために支出した弁護士費用93万8000円)を損害と認めたが、X にも離婚届に署名押印して Y に交付した過失及び離婚意思のないことを Y に明確に伝えなかった過失があるとして、50%の過失相殺が相当であるとして、149万900円を損害とし、これに弁護士費用14万6900円を加算した合計161万5900円の限度で請求を認容した。

参照条文等:民法 709 条

【6】札幌地判令和 4 年 4 月 21 日 判例タイムズ 1507 号 233 頁令和 3 年(ワ)第 1514 号 地位確認請求事件(請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/196/091196_hanrei.pdf

Xは持ち帰り弁当事業を営むYとの間でフランチャイズ加盟契約等を締結し店舗を経営していたところ、Yから令和3年9月30日の期間満了後の再契約(更新)を拒絶されたため、同拒絶は無効であるとして契約上の地位の確認及び同拒絶は不法行為等に当たるとして逸失利益等13、287、189円の支払いを求めた。

XY 間では、令和 3 年 9 月 30 日に、(1)加盟契約等が同日をもって期間満了により終了する(1 条)、(2)再契約を締結しない(2 条)、(3)確認書に定めるもののほか互いに他に一切の債権債務がない(7 条)等が記載された確認書が作成されているところ、X は、署名する前に1条及び2条の削除等を求めており、確認書は店舗明渡しのために作成したものであるので上記各合意は成立していない、仮に成立していたとしても心裡留保により無効である、錯誤により取り消す、信義則違反により無効である等と主張した。

本判決は、確認書には X の署名・押印があり X の意思に基づき作成されたものと推定されること、X の上記削除等を Y が受け入れなかったこと、店舗明渡しのためという主張は確認書の記載内容と矛盾すること等から、確認書記載の各合意の成立を認め、X が X 代理人から確認書に署名することにより本件訴訟に係る請求が棄却されるおそれがある旨を伝えられていたことから、X は確認書が本件訴訟に係る請求に与える効果を認識した上で署名したものであるとし、心裡留保や錯誤は認められず、作成経緯等から信義則違反も認められないとして、請求を棄却した。

参照条文等:民法 1 条 2 項、93 条、95 条

【7】大阪地判令和4年5月25日 判例タイムズ1507号211頁平成30年(ワ)第3413号 損害賠償等請求事件(一部認容、一部確定)

全国でロードサービス等を提供し約 2、000 万名の会員を擁する一般社団法人 X は、一般会員(個人会員)であり中古車販売や自動車修理業、高級外車の販売業などを営んでいる Y らに対し、同ロードサービスは商用目的で利用できないにもかかわらず Y らが商用目的を秘して、走行中に故障した車両であると装い、無償で数百回同サービスを利用したとして、不法行為に基づく損害賠償等を求めた。

Y らの利用当時、会員規則には商用目的での利用を禁止する明示規定は存しなかったが、本判決は、X は設立経緯や定款に定める事業内容等からすれば公益目的の法人であり、利用客の偶発的な事故や故障に廉価でサービスを提供することを目的としており、規約上明示されていなくても商用目的で利用することは容認されていないとし、Y らは自動車の修理工場間や中古車のオークション会場間の搬送等に同サービスを相当数利用しており商用目的利用が禁止されていることを知りながら不正利用したとして不法行為を認め、損害額について X の非会員向けの価格に基づき算出したが、X が長年商用利用を明示的に禁止する規定を定めていなかったことや、現場の作業員から商用利用を疑わせる報告を複数回受けていたにもかかわらず同利用を防止する措置を講じていなかったことなどからそれぞれ 3 割~5 割の過失相殺を認めた。

参照条文等:民法 709 条、715 条 1 項、722 条(平成 29 年法 44 号改正前)

【8】東京地判令和 4 年 7 月 19 日 判例タイムズ 1507 号 240 頁令和 2 年(ワ)第 33192 号 損害賠償請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/350/091350_hanrei.pdf

X(元プロテニス選手)は、Y が「元嫁 D の名も利用した前夫の『怪しすぎる出資話』」と題する記事(被害者 A が X の事業に出資した経緯等を語る内容)及び X の写真を掲載した雑誌を発行したため、名誉毀損及び肖像権等を侵害する等とし、不法行為に基づく損害賠償の支払いを求めた。

本判決は、名誉毀損について、上記記事は X の社会的評価を低下させるものであるが公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的であり、A を直接取材する等しており真実と信じるにつき相当の理由があるとして違法性はないとし、肖像権については、肖像等を無断で撮影、公表する行為は(1)被撮影者の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において当該情報が公共の利害に関する事項ではないとき、(2)公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において当該情報が社会通念上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するものであるとき、(3)公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において当該情報が公表されることによって社会通念上受忍すべき限度を超えて平穏に日常生活を送る被撮影者の利害を害するおそれがあるときなど、被撮影者の精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超える場合に限り肖像権を侵害し不法行為法上違法となるとし、本件写真は公的領域で撮影されたものであり、X のブログで公開されていたという事情も考慮すれば上記(2)及び(3)の X の利益を害するとは言えず、仮に私的領域において撮影されたものであったとしても、上記(1)についても X が著名人と親交があり A が出資する理由の一つとなったとして記事を補足するものであるので公共の利害に関する事項といえ結論は変わらないとして、いずれの請求も棄却した。

参照条文等:憲法 13 条

【9】大阪地判令和 4 年 11 月 17 日 金法 2211 号 38 頁

令和 2 年(ワ)第 7462 号 損害賠償等請求事件(本訴)、同第 11281 号 請負代金等請求事件(反訴) [本訴請求一部認容・反訴請求棄却]

上げ下げロール網戸のループを形成する操作コードが 6 歳の女児の首に絡まって同女が縊死するという事故が発生した。本件網戸は、Y2 が製造し、Y1 が X1 との間のリフォーム工事の請負契約等に基づき X ら宅に設置した製品である。本件訴訟では、同女の父母および兄である X らが Y2 に対し、製造物責任法 3 条に基づく損害賠償を請求するなどし、反訴では、Y1 が X1 に対して、上記リフォーム工事に係る請負契約等の支払を求めたのに対し、X1 は、請負契約等についてクーリングオフにより解除した旨主張した。

本判決は、本訴については、クリップの使用によって操作コードによるループの形成を防ぎ子どもが操作 コードにより縊頚する危険性を低減する安全対策が取られていたところ、そのような安全対策は、本件網戸 の引渡当時の社会における安全に対する要請や社会的期待のほか、ループレス化等の本質的安全設計や ほかの安全対策が採用されていなかったことが不合理であったとまではいい難いことも考慮すると、本件網戸の引渡当時において社会的に容認されていなかったとは認め難いし、本件網戸については、操作コードによる子どもの縊頚の危険性および上記クリップの使用方法についての指示・警告の点でも不十分な点があったとはいえないから、本件網戸が通常有すべき安全性を欠いていたとは認められず、本件網戸に欠陥があったとはいえないと判示した(なお、本訴について、後述のとおり、本件請負契約がクーリングオフにより解除されたことにより、X1 が Y1 に支払った申込金 10 万円の返還が認められた。)。

また、反訴については、X1 が Y2 から交付を受けた契約書には、クーリングオフに関する記載はあったものの、役務の種類の記載があったということはできないほか、クーリングオフによる解除があった場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、役務の提供を受ける者に対し、当該役務提供契約に係る役務提供その他の金銭の支払を受けることができないことなどの記載がなく、上記契約書は、契約を維持するか否か判断する上で必要といえる重要な事項についての記載が欠落していたといえるから、特定商取引に関する法律 5 条の書面には当たらず、クーリングオフの行使期間は進行していないし、X1 が請負契約等の締結を請求した事実は認められず、請求訪問販売の場合にクーリングオフに関する規定の適用が除外される趣旨からすれば、X1 による見積りの依頼をもって、契約締結の請求があったということはできないから、特定商取引に関する法律 26 条 6 項 1 号によりクーリングオフの適用が除外されるとはいえず、同号の類推適用も相当ではないとした上、法律上クーリングオフによる解除が可能である場合には、その解除は基本的には正当な権利行使というべきであり、本件の事実関係のもとにおいて、クーリングオフによる解除は権利の濫用には当たらないと判示した。

参照条文等:製造物責任法 2 条 2 項、3 条、特定商取引に関する法律 4 条、5 条 1 項、9 条 1 項、26 条 6 項 1 号

(商事法)

【10】最三決令和5年5月24日 裁判所HP

令和 4 年(許)第 8 号 株式売買価格決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(棄却) https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/092103_hanrei.pdf 裁判要旨

会社法 144 条 2 項に基づく譲渡制限株式の売買価格の決定の手続において裁判所が売買価格を定める場合に、DCF 法によって算定された上記譲渡制限株式の評価額から非流動性ディスカウントを行うことができるとされた事例

(理由)

会社法 144 条 2 項に基づく譲渡制限株式の売買価格の決定の手続は、株式会社が譲渡制限株式の譲渡を承認しない場合に、譲渡を希望する株主に当該譲渡に代わる投下資本の回収の手段を保障するために設けられたものである。そうすると、上記手続により譲渡制限株式の売買価格の決定をする場合において、当該譲渡制限株式に市場性がないことを理由に減価を行うことが相当と認められるときは、当該譲渡制限株式が任意に譲渡される場合と同様に、非流動性ディスカウントを行うことができるものと解される。このことは、上記譲渡制限株式の評価方法として DCF 法が用いられたとしても変わるところがないというべきである。

本件各評価額の算定過程においては、当該会社らに類似する上場会社の株式に係る数値が用いられる一方で、本件各株式に市場性がないことが考慮されていることはうかがわれないから、二重の減価を行うこととはならない。

参照条文等:会社法 144 条 2 項

(知的財産)

【11】知財高判令和5年5月18日 裁判所HP

令和4年(行ケ)第10119号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.pdf

原告は、上段にモノグラム図形を表示するロゴ風の図形を表し、中段に「GINZA」の文字を表し、下段に「CLEAR」の文字を中段文字より大きく表してなるところ、各段の構成部分は、段を異にして、一定の間隔を空けて配置され、それぞれが視覚上分離、独立した印象を与える本願商標について出願をしたが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判の請求をしたところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件訴えを提起した事案。

本願商標の構成中の「CLEAR」の文字部分は、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであると認められる一方、本願商標の構成中の図形部分及び「GINZA」の文字部分からは、出所識別標識としての称呼及び観念が生じず、また、本願商標の構成中の図形部分は、モノグラム図形を含めて図案化の程度が顕著であり、その余の部分(「GINZA」及び「CLEAR」の文字部分)と形態を異にするものであって、図形部分と上記その余の部分は、それぞれが視覚上分離、独立した印象を与えるところ、両者を不可分一体に観察すべきとする取引の実情があるものと認めるに足りる証拠はないから、本願商標については、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとは認められない。したがって、本願商標については、その構成中の「CLEAR」の文字部分を抽出し、当該文字部分だけを他の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。

そして、本願商標の構成中の「CLEAR」の文字部分からは、「くりあ」の称呼及び「明快な」、「明晰な」、「澄んだ」などの観念が生じるものと認められる。これに対し、引用商標は、「CLEAR」の標準文字からなるものであり、引用商標からは、「くりあ」の称呼及び「明快な」、「明晰な」、「澄んだ」などの観念が生じるものと認められる。

そうすると、本願商標の「CLEAR」の文字部分と引用商標は、その外観において紛らわしく、また、その称呼及び観念において共通し、これらを同一又は類似の商品又は役務に使用するときは、その商品又は役務の出所について誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、両者は、互いに類似すると認めるのが相当である。したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 11 号にいう「商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標に類似する商標」に該当する、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【12】知財高裁令和5年5月18日

令和 5 年(ネ)第 10009 号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(原判決取消・控訴却下) https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/086/092086 hanrei.pdf

発明の名称を「入力支援コンピュータプログラム、入力支援コンピュータシステム」とするとする特許権(本件特許権)を有する控訴人が、被控訴人らによるスマートフォン(被告製品)の製造販売が、本件特許権を侵害すると主張して、被控訴人らに対し、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求をしたところ、原判決は、被告製品は本件発明の技術的範囲に属さないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したので、控訴人が控訴した事案。

控訴人は、これまでも控訴人らに対して複数回にわたって同種、類似の訴訟を提起しており、そのうち、令和2年に提訴された直近の訴訟(令和2年事件)と本件とは、当事者を同一とし、侵害されたとされる特許権が同一であり、その特許請求の範囲の請求項1及び3の各発明の技術的範囲への被疑侵害品の属否が問題となっている点も共通する。

本件の対象製品である被告製品は、令和 2 年事件の対象製品である前訴被告製品と同一シリーズの製品であって、前訴被告製品よりも後に発売されたものと推認されるものの、前訴被告製品から大きな仕様変更がされたことはうかがえず、特に、問題とされているアプリケーションは同一であって、そのバージョンが異なる可能性はあるとしても、大きな仕様変更がされたこともうかがえず、また、問題となる動作は同一又は少なくとも実質的に同一である。そして、令和 2 年事件と本件における争点は、対象製品(前訴被告製品又は被告製品)にインストールされた前訴アプリ又は本件ホームアプリにおける「操作メニュー情報」の有無であるから、争点も同一又は少なくとも実質的に同一であり、そればかりか、当該争点についての控訴人の主張も実質的に同一である。

そうすると、本件における控訴人の主張は、対象製品に「操作メニュー情報」が存在しないことを理由として、控訴人の被控訴人らに対する本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求に理由がないとの判断が確定した令和 2 年事件における控訴人の主張の蒸し返しにすぎないというほかない。控訴人は、令和 2 年事件判決が、「操作メニュー情報」が存在しないと判断した根拠となる前訴被告製品の構成(前訴アプリの動作)と、被告製品の構成(本件ホームアプリの動作)が実質的に同一であり、そのために、被告製品が、前訴被告製品におけるものと同一の理由により、本件特許権を侵害しないものであることを十分認識しながら、本件訴えを提起したものと推認されるのであって、本件において控訴人の請求を審理することは、被控訴人らの令和 2 年事件判決の確定による紛争解決に対する合理的な期待を著しく損なうものであり、訴訟上の正義に反するといわざるを得ない。

したがって、控訴人が本件において本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求をし、これに係る 主張をすることは、令和 2 年事件における紛争の蒸し返しにすぎないというべきであり、同事件の当事者で ある控訴人と被控訴人らとの間で、控訴人の請求について審理をすることは、訴訟上の信義則に反し、許さ れない。以上の次第で、控訴人の本件訴えはいずれも不適法であるからこれを却下すべきところ、これを適 法として本案判決をした原判決は不当であるから、これを取り消し、控訴人の本件訴えをいずれも却下する。

参照条文等:民法 709 条

【13】知財高裁令和5年5月26日

令和 4 年(ネ)第 10046 号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/R4ne10046.pdf

発明の名称を「コメント配信システム」とする特許権を有する控訴人が、米国法人である被控訴人 Y1 が 運営するインターネット上のコメント付き動画配信サービスに関し、米国に存在する被告各サーバから日本 国内に存在するユーザ端末に被告各ファイルを配信する行為の差止め等を求めたが、原審では属地主義の 原則から控訴人の請求をいずれも棄却されたため、本件控訴を提起した事案であって、日本国外に存在するサーバと日本国内に存在するユーザ端末からなるシステムを新たに作り出す行為が特許法 2 条 3 項 1 号の「生産」に該当するとして、請求を認めた事案。

ネットワーク型システムの発明に係る特許権を適切に保護する観点から、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法 2 条 3 項 1 号の「生産」に該当するか否かについては、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法 2 条 3 項 1 号の「生産」に該当すると解するのが相当である。

これを本件生産1の1についてみると、本件生産1の1の具体的態様は、米国に存在するサーバから国内のユーザ端末に各ファイルが送信され、国内のユーザ端末がこれらを受信することによって行われるもの

であって、当該送信及び受信(送受信)は一体として行われ、国内のユーザ端末が各ファイルを受信することによって被告システム 1 が完成することからすれば、上記送受信は国内で行われたものと観念することができる。

次に、被告システム 1 は、米国に存在する被控訴人 Y1 のサーバと国内に存在するユーザ端末とから構成されるものであるところ、国内に存在する上記ユーザ端末は、本件発明 1 の主要な機能である動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするために必要とされる構成要件 1F の判定部の機能と構成要件 1G の表示位置制御部の機能を果たしている。

さらに、被告システム 1 は、上記ユーザ端末を介して国内から利用することができるものであって、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という本件発明 1 の効果は国内で発現しており、また、その国内における利用は、控訴人が本件発明 1 に係るシステムを国内で利用して得る経済的利益に影響を及ぼし得るものである。

以上の事情を総合考慮すると、本件生産 1 の 1 は、我が国の領域内で行われたものとみることができるから、本件発明 1 との関係で、特許法 2 条 3 項 1 号の「生産」に該当するものと認められる。

参照条文等:特許法 2 条 3 項 1 号

(公法)

【14】宇都宮地判令和 4 年 1 月 27 日 判例時報 2552 号 5 頁令和 3 年(行ウ)第 2 号 差止等請求事件(住民訴訟)認容(控訴)

本件は、市が設置管理する都市公園の敷地内に、本件株式会社(本件会社の子会社はサッカークラブ A を運営)がサッカー専用スタジアム等から構成される運動施設を設置することを市が許可したことに関し、市の住民Xらが、市長Yに対し、公園内に設置した建物に課されるべき固定資産税を将来免除することは、市税条例 71 条 1 項 4 号の要件を満たさないとして、固定資産税の免除の差止めを求め、市公園条例 22 条所定の要件を満たさないにもかかわらず、本件公園の使用料の徴収を怠ったとして、使用料 1225 万 1634 円を請求しないことが違法であることの確認を求める住民訴訟であり、Y は、本件施設が市にもたらす経済効果等を理由に適法性を主張した。

本判決は、市税条例の「特別の事由があるもの」は、当該固定資産がその性質上担税力を生み出さないような用途に使用されている場合など、強い公益性がある場合における固定資産をいうと解するのが相当であるところ、本件施設は、A のホームスタジアムや練習場として使用されており、本件会社の子会社の営業のための施設であるから、「特別の事由があるもの」に該当しないとし、市長が使用料の減免をすることができる公園条例の「公益上その他特別の理由」があるとも認められないとして、X らの請求を認容した。

参照条文等:地方自治法 242 条の 2、地方税法 367 条、栃木市税条例 71 条、都市公園法 18 条、栃木市公園条例 22 条

(社会法)

【15】東京高判令和 3 年 3 月 3 日 判例時報 2551 号 14 頁

平成 31年(行ケ)第 13号 審決取消請求事件(棄却(上告受理申立て(上告不受理)))

大手スーパーX が、商品納入業者に対し、従業員等の派遣をさせ、オープンセール協賛金、創業祭協賛金を提供させ、従業員等に紳士用スーツを購入させた(以下「本件各行為」、対象の合計は 88 社)。公正取引委員会 Y は、本件各行為が優越的地位の濫用であるとして、排除措置命令及び 12 億 8713 万円の課徴金納付命令をし、X は取消を求める審判請求をしたが、Y は各審判請求をいずれも棄却する旨の審決をしため、X は東京高裁に対し、審決の取消を求める訴訟を提起した。

本判決は、(1)行為者の市場における地位、(2)当該取引の相手方の行為者に対する取引依存度、(3)

当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、(4)その他行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的な事実などを総合的に考慮するのが相当であるとして、本件各行為は不利益行為に該当すると認め、請求を棄却した。

参照条文等:独禁法 2 条 9 項 5 号イ・ロ、19 条、20 条 2 項、独占禁止法(平成 25 年法律第 100 号 による改正前のもの)7 条 2 の 23 項、20 条の 7、独禁法(令和 1 年法律第 45 号による改正前のもの)7 条 2 項ー号、20 条の 6

【16】東京高判令和 4 年 8 月 19 日 判例時報 2552 号 92 頁

令和 4 年(ネ)第 1043 号・第 2851 号 地位確認等請求控訴、同附帯控訴事件、変更(上告・上告受理申立て)

本件は、Y 社との間で労働契約を締結した社員 X が、Y に対して退職の意思表示をしていないと主張して、Y に対し、労働契約に基づき、(1)労働契約上の地位の確認、(2)月額賃金及び賞与等の支払、(3)Yの社員 A による X に対する暴行等及び Y の X に対する解雇又は退職扱いの行為が違法であるとして、不法行為及び使用者責任に基づく慰謝料及び弁護士費用等の支払、(4)Y が X について一定期間厚生年金の加入手続きをしなかったことについて、不法行為又は債務不履行に基づく将来の逸失利並びに慰謝料及び弁護士費用等の支払をそれぞれ求めた事案である。

原判決は、X の退職の意思表示を否定して(1)及び(2)の請求を認容し、(3)については、違法と評価されるとまではいえないとして棄却し、(4)について不法行為責任は肯定されるが、X に生じた具体的な経済的損害額を認定するに足りず、また、金銭をもって慰謝すべき精神的苦痛が生じたとも認められないとして棄却したため、Y が敗訴部分を控訴し、X が附帯控訴した(X は賃金請求等請求を拡張した)。

本判決は、(1)及び(2)につき原判決の判断を維持し、(3)について、Aの行為を、Xの身体に対する違法な有形力の行使として不法行為に該当するとしたが、暴行は、私的な会話の中で行われ、Yの業務との関連性が極めて低いものであるとして、Yの使用者責任を否定し、(4)については、Yにより Xに財産的損害が発生したと認めることができるものの、その額を立証することが著しく困難であるとして、民事訴訟法 248条を適用し、相当な額の損害額を認定すべきとして、22万円の限度で Xの請求を認容した。

参照条文等:民法 709 条、715 条、厚生年金法 27 条、民事訴訟法 248 条

【17】大阪地判令和 5 年 5 月 11 日 裁判所 HP

令和3年(ワ)第11472号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/082/092082 hanrei.pdf

アマゾンの運営するインターネットショッピングサイト(アマゾンサイト)上に開設している仮想店舗(原告サイト)において商品を販売している原告が、被告に対し、被告がアマゾンに対して原告サイト上に掲載した画像等が被告の著作権を侵害する等の申告をした行為が不正競争防止法 2 条 1 項 21 号の不正競争行為に該当し、当該行為により損害を被ったと主張して、損害賠償を求めた事案。

被告は、アマゾンに対して、原告サイト上の原告画像及び商品名が、被告画像及び商品名を盗用したものであること、及び当該行為が著作権侵害に該当することを理由として、権利侵害の申告(本件申告)をしたと認められる。

写真集又は卓上カレンダーに係る画像である被告画像は、販売する商品がどのようなものかを紹介するために、平面的な商品を、できるだけ忠実に再現することを目的として正面から撮影された商品全体の画像である。被告は、商品の状態が視覚的に伝わるようほぼ真上から撮影し、商品の状態を的確に伝え、需要者の購買意欲を促進するという観点から被告が独自に工夫を凝らしているなどと主張するが、具体的なその工夫の痕跡は看取できない上、撮影の結果として当該画像に表現されているものは、写真集等という本件

商品の性質や、正確に商品の態様を購入希望者に伝達するという役割に照らして、商品の写真自体をより 忠実に反映・再現したものにすぎない。以上より、被告画像は、被告自身の思想又は感情を創作的に表現し たものとはいえず、著作物とは認められない。

また、商品名については、いずれも商品自体に付された商品名をそのまま使用するか、欧文字をカタカナ表記に変更したり、大文字表記を小文字表記にしたり、単に商品の内容を一般的に説明したにとどまるあり ふれたものであって、著作物とは認められない。

そして、被告画像等についていずれも著作物とは認められない以上、仮に原告が原告サイトにおいて被告 画像等を使用したとしても、著作権侵害は成立しない。

以上のとおり、本件申告は、原告画像が被告画像等を無断で使用していることを理由とする原告による著作権侵害をアマゾンに伝える趣旨の権利侵害の申告である一方、被告画像について被告が著作権を有さないことから、その内容は、いずれも、被告と競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を申告する行為であり、不競法 2 条 1 項 21 号の不正競争行為に該当するといえる、として原告の請求は認容された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、4 条

(その他・士業関係)

【18】大阪地判令和 4 年 12 月 23 日 判例タイムズ 1507 号 116 頁 令和 3 年(ワ)第 3808 号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

X は、現行犯逮捕され警察署にて当番弁護士の派遣を要請したにもかかわらず、警察官が故意又は過失により弁護士会への通知を怠ったため、弁護人選任権が侵害されたなどとして、Y(大阪府)に対し、国賠法1条1項に基づき慰謝料等の支払いを求めた。

Y は、当番弁護士の派遣要請は刑訴法 78 条 1 項の弁護人選任の申出には当たらず、当番弁護士制度 は各単位弁護士会が独自に運用するものであるから警察官には派遣要請に対応する義務はないと主張し た。

しかし、本判決は、逮捕された被疑者から当番弁護士の派遣要請を受けた場合は刑訴法 78 条 1 項規定の弁護士会に対する私選弁護人選任の申出があったものとみなしできる限り速やかに弁護士会に当該派遣要請を通知する実務上の取扱いをしていたとした上で、同取扱いは憲法 34 条前段の趣旨に沿い刑訴法 78 条の規定に整合することに照らすと、当番弁護士の派遣要請を受けた警察官はできる限り速やかに弁護士会にその旨通知する義務を負うとし、本件では、X は遅くとも令和元年 10 月 31 日午後 1 時 15 分頃までに同要請をし、堺警察署警部補はその旨の報告を受けたが、留置主任官に引き継ぐことを失念し、大阪弁護士会に通知されたのは早くとも同日午後 6 時 30 分となったのであるから、堺警察署の警察官は過失により上記義務に違反し弁護人選任権を侵害したとして、慰謝料 10 万円及び弁護士費用 1 万円の支払いを認めた。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、刑事訴訟法 78 条 1 項、憲法 34 条

(紹介済み判例)

最三決令和 4 年 2 月 25 日 判例時報 2551 号 131 頁 令和 3 年(あ)第 96 号 金融商品取引法違反被告事件(上告棄却) →法務速報 252 号 14 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 4 月 28 日 判例タイムズ 1507 号 63 頁令和 3 年(あ)第 711 号 覚醒剤取締法違反被告事件(破棄自判)

→法務速報 253 号 11 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.pdf

最二判令和 4 年 5 月 20 日 判例タイムズ 1507 号 56 頁

令和 2年(あ)第 1135号 不正競争防止法違反幇助被告事件(破棄自判)

→法務速報 254 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/131/091131_hanrei.pdf

東京高決令和 4 年 6 月 3 日 判例タイムズ 1507 号 112 頁

令和 4 年(く)第 252 号 第 1 種少年院送致決定に対する抗告申立事件(抗告棄却、再抗告(後再抗告棄却))

→法務速報 264 号 13 番にて紹介済み

最三判令和 4 年 6 月 14 日 判例時報 2551 号 5 頁

令和3年(行ヒ)第164号 懲戒処分取消等請求事件(破棄差戻、(控訴棄却))

→法務速報 254 号 20 番にて紹介済み

最一決令和 4 年 6 月 20 日 判例時報 2551 号 11 頁

令和 3 年(許)第 13 号 閲覧謄写申立て却下決定に対する抗告却下審判に対する抗告棄却決定に対する 許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 263 号 11 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 6 月 20 日 金法 2210 号 81 頁

令和 3 年(許)第 13 号 閲覧謄写申立て却下決定に対する抗告却下審判に対する抗告棄却決定に対する 許可抗告事件〔抗告棄却〕

→法務速報 263 号 11 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/257/091257_hanrei.pdf

東京高判令和 4 年 7 月 13 日 判例タイムズ 1507 号 103 頁

令和 3 年(ネ)第 2176 号 取締役に対する損害賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告)

→法務速報 259 号 9 番にて紹介済み

最一決令和 4 年 10 月 6 日 判例時報 2552 号 16 頁

令和 3 年(許)第 16 号 財産開示手続実施決定に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件 破棄差戻し

→法務速報 258 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/091456_hanrei.pdf

最一判令和 4年 12月 12日 判例タイムズ 1507号 41頁

令和 3 年(受)第 987 号 消費者契約法 12 条に基づく差止等請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却、 一部上告却下) →法務速報 260 号 1 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanreijp/599/091599 hanrei.pdf

最三判令和 4 年 12 月 13 日 判例タイムズ 1507 号 33 頁

令和3年(行ヒ)第120号 処分取消等請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

→法務速報 260 号 23 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/604/091604_hanrei.pdf

2. 令和 5年(2023年)6月15日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号 法律名及び概要

·衆法 211 12

令和 5 年 3 月予備費使用及び令和 5 年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律・・・・令和 5 年 3 月予備費使用及び令和 5 年度予算に係る子育て関連給付金について、差押えを禁止すること等を定めた法律。

·衆法 211 17

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

・・・・令和6年3月31日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、当該措置の期間を当分の間延長することを定めた法律。

・衆法 211 18

良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推 進に関する法律

・・・・良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策に関し、基本理念、国等の青務、基本計画の策定その他当該施策の基本となる事項を定めた法律。

·衆法 211 19

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律

- ・・・・戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を5年間延長することを定めた法律。
- ·衆法 211 20

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

・・・活動火山対策として、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助、登山者等に関する情報の提供を容易にするための配慮、火山に関し専門的な知識・技術を有する人材の育成、確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日等について定めた法律。

·衆法 211 21

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する

法律

・・・・中長期的な見通しに基づき、国土強靱(じん)化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等を定めた法律。

·衆法 211 24

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

・・・認知症施策に関する基本理念、国、地方公共団体等の責務、認知症施策の推進に関する計画の策定、 基本となる事項等を定めた法律。

·閣法 210 6

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続 に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律

・・・・旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができること、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができること、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等を定めた法律。

· 閣法 211 7

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

・・・福島の市町村による特定帰還居住区域復興再生計画の作成、内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業等の代行、国の負担による土壌等の除染等を定めた法律。

·閣法 211 18

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律

・・・・高速道路の料金の徴収期間の満了の日の延長、地方道路公社等が 2 以上の道路を 1 の道路として料金を徴収する特例の拡充、道路の通行等に係る料金徴収の対象の明確化、高速道路において通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場に係る貸付制度の創設等を定めた法律。

·閣法 211 20

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律私立学校法の一部を改正 する法律

・・・・装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保、これに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置、装備品等の製造等を行う施設等の取得、管理の委託に関する制度を定めた法律。

・閣法 211 22

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

・・・・我が国に居住する外国人について、日本語教育を行うことを目的とした課程を置く教育機関のうちー 定の要件を満たすものを認定する制度の創設、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を 行う者の資格について定めた法律。

·閣法 211 25

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

・・・・洪水等の予報業務の許可の基準の見直し、噴火等の一定の現象の予報の業務についての利用者への 説明の義務付け、当該説明を受けた者にのみ利用させることを目的とした業務に限り許可を行うこと、都 道府県知事が行う洪水予報に資する国土交通大臣による河川の水位・流量に関する情報の提供等を定め た法律。

·閣法 211 26

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

・・・電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間、その設置者に対する長期間運転する 発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施・管理計画の作成の義務付け、使用済燃料再処理機構の 業務への廃炉の推進に関する業務の追加等を定めた法律。

・閣法 211 35

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設を特定先端大型研究施設に追加するとともに、特定先端大型研究施設の設置者である同機構に放射光共用施設を研究者等の共用に供する業務等を行わせること等を定めた法律。

·閣法 211 36

孤独·孤立対策推進法

・・・日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定めた法律。

·閣法 211 40

放送法及び電波法の一部を改正する法律

・・・・複数の放送対象地域の国内基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度の整備、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用できること等を定めた法律。

·閣法 211 43

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・・空家等活用促進区域に関する制度の創設、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、 空家等管理活用支援法人の指定制度の創設等を定めた法律。

·閣法 211 44

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・・地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等について定めた法律。

·閣法 211 45

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

・・・食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による 権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管すること、関係審議会の新設及び所掌事務の 見直しを行うことを定めた法律。

·閣法 211 46

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲の拡大、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、行政機関の長等からの預貯金口座情報等の提供による登録の特例の創設等を定めた法律。

·閣法 211 47

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

・・・・デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえた効果的な活用のための規制の見直しのため、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の関係法律について所要の規定の整備を行うことを定めた法律。

·閣法 211 48

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理 に関する特例法の一部を改正する法律

・・・在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等を定めた法律。

·閣法 211 49

国立健康危機管理研究機構法

・・・・国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生・まん延時に疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制強化のため、国立感染症研究所と国立研究開発法 人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立することを定めた法律。

·閣法 211 50

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

・・・国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律その他関係法律について、所要の規定の整備を行うことを定めた法律。

·閣法 211 52

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律

・・・漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設の追加、長期的・計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度の創設、漁業協同組合等が当該事業を行う場合は員外利用制限を適用しないこと等を定めた法律。

・閣法 211 53

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

・・・・遊漁船業について、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し、欠格事由の厳格化、事故を引き起

こしたときの報告の義務化、遊漁船の利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等を定めた法律。

·閣法 211 54

不正競争防止法等の一部を改正する法律

・・・・他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充、商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化、特許等の国際出願に係る優先権主張の手続の電子化等を定めた法律。

・閣法 211 55

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

・・・・個人保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とする規定の整備及び危機関連保証の適用 要件の見直し、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を処分した後も同社が引き続き危機対 応業務を的確に行うための規定の整備等を定めた法律。

·閣法 211 60

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・・民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立 て等に係る書面及び裁判書等の電磁的記録化、映像と音声の送受信による期日における手続を行うこと を可能とする規定の整備、公正証書の電磁的記録化、映像と音声の送受信による公正証書の作成手続に 係る規定の整備等を定めた法律。

3.6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

稲葉直樹 石濱貴文 古郡賢大 井上陽介 塩田将司 江田 翼 池田龍吾 浅井 健 著 学陽書房 224頁 3,630円★

7つのケースでわかる!交通事故事件 ミスゼロの実務

松宮良典 著 日本加除出版 336 頁 4,510 円 専門職後見人等が知っておくべき 本人のための在宅支援・施設選択のポイントと対応

共益費研究会 編 民事法研究会 288頁 3,960円 不動産賃貸借における共益費Q&A 研究と実務

小賀野晶一 古笛恵子 編 勁草書房 400頁 4,000円 交通事故医療法入門(第2版)

東京弁護士会 法制委員会 編 新日本法規 308 頁 3,960 円 ケースでわかる 改正民法・不動産登記法の勘どころ 令和5年4月施行対応

4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込) 書籍名

★は後記に解説あり

河上正二 原 早苗 坂本かよみ 著 金融財政事情研究会 341 頁 3,850 円 実務ガイド 消費者問題の関連法と解決手法

ブライアン・K・ジョンソン 他著 日本評論社 236 頁 3,630 円 法廷弁護における説得技術 法廷できわだつ弁護士になるために

星 大介 木村剛大 片山史英 平井佑希 著 民事法研究会 327 頁 3,960 円★ 事例に学ぶシリーズ 事例に学ぶ著作権事件入門 事件対応の思考と実務

中澤佑一 中央経済社 194 頁 2,970 円 令和3年改正法対応 発信者情報開示命令活用マニュアル

高中正彦 加戸茂樹 市川 充 安藤知史 吉川 愛 著 弘文堂 284 頁 2,900 円 実務の技法シリーズ 10 弁護士倫理のチェックポイント

大島 明 著 民事法研究会 456 頁 4,950 円 Q&Aわかりやすい公正証書活用の手引

村上政博 矢吹公敏 多田敏明 向 宣明 編 中央経済社 669頁 8,800円 独占禁止法の実務手続

5. 発刊書籍<解説>

「7つのケースでわかる!交通事故事件 ミスゼロの実務」

実務上のミスを防ぐチェックポイントという切り口で、依頼者に指示すべきこと、調査入手すべき情報、検討すべきことなどが7つのモデルケースを設定して解説されており、事件処理の参考となる書籍である。

「事例に学ぶシリーズ 事例に学ぶ著作権事件入門 事件対応の思考と実務」

著作権侵害やライセンス契約締結等の留意点が基礎から分かりやすく解説されている。具体的事案をもとに実務上のポイント、事件処理の流れなどが解説されており書式例も掲載されていて有用な書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。